

日程第2 議案第14号

具体的な取組

施策	単位施策	具体的な取組	総合振興計画の取組	担当課所館						
				教育総務課	学校給食センター	学校教育課	教育研究所	社会教育課	中央公民館	文化センター
1 学力日本一を目指す(知・徳・体)	1 子どもたちの学力(知)を伸ばす	1 「授業は一期一会」学習内容を明確にした授業の実施 ・学校訪問、各種研修会、授業研究会の充実 ・「子どもと教師、子ども同士が向かい合い、活字を用いた授業」を基本にしながら、ICT機器を効果的に活用した授業の実施 ・英語「ラウンドシステム」の考え方(いわゆるアクティブ・ラーニング)を全学年、全教科で実施	☆			◎	○			
		2 学力向上対策の推進 ・全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査への取組を推進 ・「総合的な学習の時間」を中核とした教科横断的なカリキュラム改善 ・研究委嘱事業の推進 ・研究協力員による調査・研究の充実 ・校内教育支援センター「新くまなびスクール」による学習支援・登校支援 ・新くまなびスクール支援員や特別支援教育支援員、日本語指導補助員による多様なニーズに対応した指導	☆  ☆			◎	○			
		3 特別支援教育の充実 ・児童生徒の多様なニーズや特性に応じた指導の推進	☆				◎			
	2 子どもたちの豊かな心(徳)を育む	1 学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進 ・「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の推進 ・小・中学校における進路指導・キャリア教育の充実	☆			◎	○			
			☆			◎	○			
		2 心の教育の充実 ・郷土愛の醸成(熊谷次郎直実・蓮生法師、萩野吟子権田愛三、斎藤別当実盛 等々) ・道徳の時間における子どもの心の「見える化」の推進 ・実生活における道徳の「見える化」の推進 ・命の大切さを学ぶ「生命(いのち)の授業」の実施 ・学校図書館の充実	☆			◎				
		3 共生社会の推進やインクルーシブ教育の理念に基づく教育の推進				◎				
		4 積極的な生徒指導の推進 ・生徒指導マニュアルの活用 ・よりよい人間関係を築く学級経営の充実・向上 ・いじめの未然防止と早期対応、「いじめ撲滅宣言」及び「スマホ使い方宣言」、「タブレット端末の約束5か条」の実践・徹底	☆			◎				
		5 児童生徒の実態に応じた教育相談 ・学習、友人関係、不登校、いじめ、家族等についての教育相談の充実 ・就学児の実態に応じた適切な就学相談 ・熊谷市教育支援センター「さくら教室」における相談及び指導の充実 ・発達障害を含む障害のある児童生徒への相談及び支援	☆			◎				
		6 幼稚園・保育所(園)と小学校との連携の推進	☆			◎				
3 子どもたちの体力(体)を伸ばす	1 学校体育の充実 ・めあてをもって進んで運動、仲間と学ぶ、喜びあふれる体育授業の実践 ・体育指導専門員の訪問指導による教員の資質向上 ・タグラグビー教室の実施 ・部活動地域連携の推進	☆ ☆ ☆ ☆			◎					
		2 食育の充実	☆	○	○	◎				
	3 学校保健の充実 ・HQCシートを活用した基本的な生活習慣の確立 ・発達の段階に応じた性に関する指導や薬物乱用防止教室の実施	☆ ☆	◎		○					

2 安全で快適な学校づくりを進める	1 学校の建物や設備を充実させる	1 教育施設等の整備 ・小・中学校の適切な維持管理 ・小・中学校校舎大規模改造の実施 ・小・中学校体育館への空調設置	☆	◎																	
		2 学校安全の充実			○		◎														
		3 教育情報機器の整備	☆	○			◎														
		4 安全でおいしい給食の提供 ・栄養バランスのとれた給食の提供 ・衛生管理の徹底 ・食物アレルギー児童生徒への対応 ・地産地消のための地元食材の使用 ・新熊谷学校給食センターの整備	☆	◎	○																
3 魅力ある生涯学習事業を充実させる	1 公民館等を充実させる	1 生涯学習講座の充実	☆																	◎	
		2 (仮称)第1中央生涯活動センターの整備推進	☆																		◎
		3 公民館組織の再編に向けた取組の推進	☆																		◎
		4 地域会館の整備推進	☆																		◎
		5 既存公民館建物の大規模修繕、耐震化等の推進	☆																		◎
	2 図書館を充実させる	1 図書館資料の整備と情報サービスの更なる充実	☆																		◎
		2 視覚障害者が利用できる電子図書館システムの提供	☆																		◎
		3 郷土熊谷に関するデジタル情報の発信	☆																		◎
		4 子ども読書活動の推進	☆																		◎
		5 企画展及び各種講座・講演会等の実施	☆																		◎
	3 スポーツ・文化村「くまびあ」を充実させる	1 生涯学習に関する自主事業の実施	☆																		◎
2 利用団体の拡充と活動への支援		☆																		◎	
4 文化芸術活動を支援する	1 文化芸術活動を支援する	1 熊谷文化創造館「さくらめいと」、大里生涯学習センター「あすねっと」、江南総合文化会館「ピピア」の維持・管理の推進	☆																	◎	
		2 文化芸術活動の機会の確保と情報発信の充実	☆																	◎	
		3 文化芸術団体等への支援の充実	☆																	◎	
	2 文化財の保護・継承を図る	1 西別府の国史跡「幡羅官衙(はらかんが)遺跡群」等文化財の保存と活用	☆																		◎
		2 無形民俗文化財等伝統文化の後継者育成と継承意識の醸成	☆																		◎
		3 埋蔵文化財出土品等の一元管理施設確保の推進	☆																		◎
		4 市史編さん事業の推進と市史書籍の刊行	☆																		◎
		5 公文書館設置検討の推進	☆																		◎
		6 熊谷直実・蓮生法師等郷土の偉人の顕彰	☆																		◎
	5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 放課後子供教室の実施回数の充実や実施内容の創意工夫	☆																	◎
			2 新たな地域ボランティア指導者の確保・育成	☆																	◎
3 家庭教育学級や子育て支援講座の充実			☆																	◎	
2 コミュニティ・スクールを推進する		1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進	☆								◎	○									
		2 学校評価の実施と公表	☆								◎										
3 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の推進	1 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の推進	☆								◎											
	6 人権尊重のまちをつくる	1 人権啓発を推進し、人権意識の向上を図る	1 人権啓発活動の充実	☆																	◎
			2 人権問題研修会、講演会の開催	☆																	◎
2 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む	1 人権教育研修の充実	1 人権教育研修の充実								◎	○										
		2 学校教育における人権教育の推進	☆							◎											
		3 社会教育における人権教育の推進																			◎
7 次世代のため、公共施設整理統合を推進する	1 施設の統廃合、再配置を効果的に推進する	1 分野別個別施設計画の改定・推進	☆	◎	○	○													○	○	○

☆ 総合振興計画の取組 ◎ 主たる担当課 ○ 担当課

施策	単位施策	具体的な取組	総合振興計画の取組	担当課所館						
				教育総務課	学校給食センター	学校教育課	教育研究所	社会教育課	中央公民館	文化センター
1 学力日本一を目指す (知・徳・体)	1 子どもたちの学力(知)を伸ばす	1 「授業は一期一会」学習内容を明確にした授業の実施 ・学校訪問、各種研修会、授業研究会の充実 ・「子どもと教師、子ども同士が向かい合い、活字を用いた授業」を基本にしながら、ICT機器を効果的に活用した授業の実施 ・英語「ラウンドシステム」の考え方(いわゆるアクティブ・ラーニング)を全学年、全教科で実施	☆			◎	○			
		2 学力向上対策の推進 ・全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査への取組を推進 ・「総合的な学習の時間」を中核中心とした教科横断的なカリキュラム改善 →英語指導専門員の訪問指導による教員の資質向上 ・研究委嘱事業の推進 ・研究協力員による調査・研究の充実	☆			◎	○			
		3 特別支援教育の充実 ・校内教育支援センター「新くまなびスクール」を全小・中学校に開設による学習支援・登校支援 ・新くまなびスクール支援員や特別支援教育支援員、日本語指導補助員による多様なニーズに対応した指導	☆							
		3 特別支援教育の充実 ・特別支援教育支援員等による多様なニーズに対応した指導の推進児童生徒の多様なニーズや特性に応じた指導の推進	☆							
		2 子どもたちの豊かな心(徳)を育む	1 学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進 ・「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の推進 ・小・中学校における進路指導・キャリア教育の充実	☆ ☆			◎	○		
		2 心の教育の充実 ・郷土愛の醸成(熊谷次郎直実・蓮生法師、荻野吟子権田愛三、斎藤別当実盛 等々) ・道徳の時間における子どもの心の「見える化」の推進 ・実生活における道徳の「見える化」の推進 ・命の大切さを学ぶ「生命(いのち)の授業」の実施 ・学校図書館の充実	☆			◎	○			
	3 共生社会の推進やインクルーシブ教育の理念に基づく教育の推進						◎			
	4 積極的な生徒指導の推進 ・生徒指導マニュアルの活用 ・よりよい人間関係を築く学級経営の充実・向上 ・いじめの未然防止と早期対応、「いじめ撲滅宣言」及び「スマホ使い方宣言」、「タブレット端末の約束5か条」の実践・徹底	☆			◎					
	5 児童生徒の実態に応じた教育相談 ・学習、友人関係、不登校、いじめ、家族等についての教育相談の充実 ・就学児の実態に応じた適切な就学相談 ・熊谷市教育支援センター「さくら教室」における相談及び指導の充実 ・発達障害を含む障害のある児童生徒への相談及び支援	☆					◎			
	6 幼稚園・保育所(園)と小学校との連携の推進	☆					◎			
	3 子どもたちの体力(体)を伸ばす	1 学校体育の充実 ・めあてをもって進んで運動、仲間と学ぶ、喜びあふれる体育授業の実践 ・体育指導専門員の訪問指導による教員の資質向上 ・タグラグビー教室の実施 ・部活動地域連携の推進 →体力向上に関する調査・研究部会の取組	☆ ☆ ☆ ☆			◎				
		2 食育の充実	☆	○	○	◎				
3 学校保健の充実 ・HQCシートを活用した基本的な生活習慣の確立 ・発達の段階に応じた性に関する指導や薬物乱用防止教室の実施		☆ ☆	◎		○					

2 安全で快適な学校づくりを進める	1 学校の建物や設備を充実させる	1 教育施設等の整備 ・小・中学校の適切な維持管理 ・小・中学校校舎大規模改造の実施 <b>・小・中学校トイレ整備(洋式化等)の推進</b> <b>・小・中学校体育館への空調設置</b>	☆	◎																		
		2 学校安全の充実		○		◎																
		3 教育情報機器の整備	☆	○		◎																
		4 安全でおいしい給食の提供 ・栄養バランスのとれた給食の提供 ・衛生管理の徹底 ・食物アレルギー児童生徒への対応 ・地産地消のための地元食材の使用 ・新熊谷学校給食センターの整備	☆	◎	○																	
3 魅力ある生涯学習事業を充実させる	1 公民館等を充実させる	1 生涯学習講座の充実	☆																	◎		
		2 (仮称)第1中央生涯活動センターの整備推進	☆																		◎	
		3 公民館組織の再編に向けた取組の推進	☆																		◎	
		4 地域会館の整備推進	☆																		◎	
		5 既存公民館建物の大規模修繕、耐震化等の推進	☆																		◎	
	2 図書館を充実させる	1 図書館資料の整備と情報サービスの更なる充実	☆																		◎	
		<b>2 視覚障害者が利用できる電子図書館システムの整備提供</b>	☆																		◎	
		3 郷土熊谷に関するデジタル情報の発信	☆																		◎	
		4 子ども読書活動の推進	☆																		◎	
		5 企画展及び各種講座・講演会等の実施	☆																		◎	
	3 スポーツ・文化村「くまびあ」を充実させる	1 生涯学習に関する自主事業の実施	☆																		◎	
		2 利用団体の拡充と活動への支援	☆																		◎	
4 文化芸術活動を支援する	1 文化芸術活動を支援する	1 熊谷文化創造館「さくらめいと」、大里生涯学習センター「あすねっと」、江南総合文化会館「ピビア」の維持・管理の推進	☆																	◎		
		2 文化芸術活動の機会の確保と情報発信の充実	☆																		◎	
		3 文化芸術団体等への支援の充実	☆																		◎	
	2 文化財の保護・継承を図る	1 西別府の国史跡「幡羅官衙(はらかんが)遺跡群」等文化財の保存と活用	☆																		◎	
		2 無形民俗文化財等伝統文化の後継者育成と継承意識の醸成	☆																		◎	
		3 埋蔵文化財出土品等の一元管理施設確保の推進	☆																		◎	
		4 市史編さん事業の推進と市史書籍の刊行	☆																		◎	
		5 公文書館設置検討の推進	☆																		◎	
		6 熊谷直実・蓮生法師等郷土の偉人の顕彰	☆																		◎	
	5 学校・家庭・地域・地域が連携して子どもを育てる	1 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 放課後子供教室の実施回数の充実や実施内容の創意工夫	☆																		◎
			2 新たな地域ボランティア指導者の確保・育成	☆																		◎
3 家庭教育学級や子育て支援講座の充実			☆																		◎	
2 コミュニティ・スクールを推進する		1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進	☆								◎	○										
		2 学校評価の実施と公表	☆								◎											
3 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の推進	☆									◎												
6 人権尊重のまちをつくる	1 人権啓発を推進し、人権意識の向上を図る	1 人権啓発活動の充実	☆																		◎	
		2 人権問題研修会、講演会の開催	☆																		◎	
	2 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む	1 人権教育研修の充実									◎	○										
		2 学校教育における人権教育の推進	☆								◎											
3 社会教育における人権教育の推進																				◎		
7 次世代のため、公共施設整理統合を推進する	1 施設の統廃合、再配置を効果的に推進する	1 分野別個別施設計画の改定・推進	☆	◎	○	○														○	○	○

☆ 総合振興計画の取組 ◎ 主たる担当課 ○ 担当課

## 日程第2 議案第15号

熊谷市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

熊谷市教育委員会の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の告示に特別の定めのある場合を除くほか、市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（令和8年告示(甲)第2号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 議案第15号の参考資料

市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要綱等の規定に基づく申請、届出その他の手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、熊谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第26号）及び市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年規則第33号）において使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要綱等 要綱、要領その他これらに類する規程であって、法令及び条例等以外のものをいう。
- (2) 申請等 申請、届出その他の要綱等の規定に基づき市長等に対して行われる通知をいう。
- (3) 決定通知等 決定の通知、承認の通知その他の要綱等の規定に基づき市長等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (4) 縦覧等 要綱等の規定に基づき市長等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (5) 作成等 要綱等の規定に基づき市長等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(電子情報処理組織による申請等)

## 議案第15号の参考資料

第3条 市長等は、申請等のうち当該申請等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその申請等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長等が必要と認める事項を、市長等の定めるところにより、申請者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して行わなければならない。

(1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

(2) 市長等の使用に係る電子計算機と通信する機能

3 市長等は、第1項の規定により行われた申請等があったときは、次の各号に掲げるいずれかの方法により、当該申請等を行った者を確認するための措置を講じなければならない。ただし、当該措置を要しない申請等があったときは、この限りでない。

(1) 申請者が入力する事項に係る情報について電子署名を行わせ、当該電子署名に係る電子証明書であって次のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備用

## 議案第15号の参考資料

### 署名用電子証明書

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ ア及びイに掲げるもののほか、市長等が定める電子証明書

(2) その他市長等の定める方法

- 4 第1項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱等の規定を適用する。
- 5 第1項の規定により行われた申請等は、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。
- 6 第1項の場合において、市長等は、当該申請等に関する他の要綱等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、第3項に規定する措置をもって当該署名等に代えさせることができる。
- 7 申請者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等に記載すべきこととされている事項を、市長等の定めるところにより、当該申請者の使用に係る電子計算機であって第2項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。
- 8 市長等は、第1項の申請等に際して、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、市長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。
- 9 数通の同一の書面等の提出を必要とする申請等について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合に

## 議案第15号の参考資料

は、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による決定通知等)

第4条 市長等は、決定通知等のうち当該決定通知等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 市長等は、前項の規定により決定通知等を行うときは、当該決定通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長等の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 市長等は、第1項の規定により決定通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。

4 第1項の規定により行われた決定通知等については、当該決定通知等を書面等により行うものとして規定した決定通知等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該決定通知等に関する要綱等の規定を適用する。

5 第1項の規定により行われた決定通知等は、当該決定通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該決定通知等を受ける者に到達したものとみなす。

6 第1項の場合において、市長等は、当該決定通知等に関する他の要綱等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、第3項に規定する措置をもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市長等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくも

## 議案第15号の参考資料

のを除く。)については、当該要綱等の規定にかかわらず、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 市長等は、前項の規定により縦覧等を行うときは、当該事項について、インターネットを利用して縦覧等に供する方法、市長等に置かれる機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

3 第1項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する要綱等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市長等は、作成等のうち当該作成等に関する他の要綱等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 市長等は、前項の規定により作成等を行うときは、当該事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

3 第1項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する要綱等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する要綱等の規定を適用する。

4 第1項の場合において、市長等は、当該作成等に関する他の要綱

## 議案第15号の参考資料

等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの措置をもって当該署名等に代えることができる。

(1) 作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること。

(2) 市長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこと。

( 手続等の公表 )

第7条 市長等は、この要綱の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

( その他 )

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 日程第 2 議案第 19 号

熊谷市星溪園条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市星溪園条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 45 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書中「やむを得ない」を「特に必要」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、庭園については、教育委員会が特に必要と認める場合は、  
この限りでない。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条  
を加える。

（使用料の減免）

第 4 条 条例第 8 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、  
星溪園使用料減免申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免を承認したときは、申請者に対し、星溪園使  
用料減免承認書（様式第 4 号）を交付する。

様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

熊谷市星溪園使用料減免申請書

年 月 日					
熊谷市長 氏 名 宛					
熊谷市星溪園使用料の減免を次のとおり申請します。					
申 請 者	住 所				
	氏 名 (団体名及び代表者名)		電 話		
利用 年月日 (曜日)	利用 施設名	利用時間	正規の 利用料金	減免を受 けようと する額	支払う額
			円	円	円
		合計			

様式第4号（第4条関係）

熊谷市星溪園使用料減免承認書

年 月 日					
熊谷市長 氏 名					
熊谷市星溪園使用料の減免を次のとおり承認します。					
申請者	住 所				
	氏 名 (団体名及び代表者名)		電 話		
利用 年月日 (曜日)	利用 施設名	利用時間	正規の 利用料金	減免を受 けようと する額	支払う額
			円	円	円
		合計			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第19号の参考資料

熊谷市星溪園条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

熊谷市星溪園条例施行規則（平成17年教委規則第45号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用許可申請等）</p> <p>第3条 施設の利用者は、熊谷市星溪園利用許可申請書（様式第1号）を利用する日の属する月の3月前の初日から利用する日の3日前までに教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が<u>特に必要</u>と認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（使用料の減免）</u></p> <p>第4条 <u>条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、星溪園使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の減免を承認したときは、申請者に対し、星溪園使用料減免承認書（様式第4号）を交付する。</u></p> <p>第5条 （略）</p> <p>（開園時間）</p> <p>第6条 <u>開園時間は、次のとおりとする。ただし、庭園については、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>（利用許可申請等）</p> <p>第3条 施設の利用者は、熊谷市星溪園利用許可申請書（様式第1号）を利用する日の属する月の3月前の初日から利用する日の3日前までに教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が<u>やむを得ない</u>と認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（開園時間）</p> <p>第5条 開園時間は、次のとおりとする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第7条～第9条 （略）</p>	<p>第6条～第8条 （略）</p>